

# 議会議案第1号

## 介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保 を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は、喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、37.7万人が不足するとしている。

2015年4月の介護報酬改定では、介護サービスと介護保険制度の持続可能性の両方を維持するため、全体として介護報酬を引き下げ一方、処遇改善加算を拡充するなどの改正が行われたが、今後、国は再改定に向けて介護事業経営実態調査を実施することとしている。

一方、政府は「介護離職ゼロ」を目標に掲げており、このためには、国の施策として介護人材の育成・確保・待遇改善、勤務環境の改善等を進める必要がある。

よって、国におかれては、介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護を実現していくため、下記のとおり改善するよう強く要望する。

### 記

- 1 介護事業所と介護従事者が充実したサービスを提供できるよう、介護事業経営実態調査を踏まえ、介護報酬の引上げを含む見直し等に向けた検討を行うこと。
  - 2 介護従事者の処遇改善を確実にいき、介護従事者の確保定着を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

## 議会議案第2号

### 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与 及び住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとされており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねない。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、高齢者の自立と重度化防止の観点に照らし、継続することも含め、慎重に検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

食品ロス削減の取り組みを進める意見書

食は、世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では、全人類が生きるために十分な量の食料が生産されているにもかかわらず、その3分の1は、無駄に捨てられている。日本でも、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食べられるのに廃棄される食品ロスと推計されている。

食品ロスの約半分は、事業者の流通・販売過程において、残りは、家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しており、削減には、事業者による取り組みとともに、国民の意識啓発も重要である。

よって、国におかれては、国、地方自治体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減の取り組みを進めていくため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 食品ロスに係る削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣の明確化を図ること。
  - 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
  - 3 飲食店や家庭における食品ロスの削減に向けて、普及啓発活動を強化するとともに、自治体や学校等における食育や環境教育において効果が認められた事例を全国的に展開すること。
  - 4 未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立するとともに、災害時において活用を進めるための支援を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)  
内閣官房長官

あて